

番 号：161062

国 名：ガーナ

担当部署：農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム

案件名：カカオ残留農薬検査能力向上運営指導調査（評価分析／農薬行政）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析／農薬行政
- (2) 格 付：3号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間： 2017年2月下旬から2017年3月下旬まで
- (2) 業務M/M： 国内 0.25 M/M、現地 0.37 M/M、合計 0.62 M/M
- (3) 業務日数： 準備期間 現地業務期間 整理期間
3日 11日 2日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月8日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は
郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（い
ずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公
告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>
業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）
（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA
本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致し
かねます。ご注意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル
提出者の契約交渉順位を決定し、2017年2月21日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- （計100点）

類似業務	農業分野における各種評価調査
対象国／類似地域	ガーナ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：黄熱病

6. 業務の背景

ガーナ国において、カカオ豆の生産は基幹産業であり、金に並ぶ二大輸出産品として外貨の重要な収入源である。国内におけるカカオ豆の生産量は大幅な増加を示しており、2015年はコートジボワールに続き、世界第2位の生産量（80万トン以上）であった。一方、日本において2006年に残留農薬ポジティブリスト制度が施行された後、ガーナ産カカオ豆輸入量の30%から残留基準を超過した農薬が検出され、輸入を担う日本企業の利益を圧迫した。

ガーナにおけるカカオ豆の品質管理はガーナココボード（Ghana COCOBOD）で実施され、船積み前の残留農薬検査に関しては、下部機関であるQCC（Quality Control Company）が実施しているが、機材整備が不十分である他、保有していた分析機器についても使いこなせておらず、検査が満足に行えない状況にあった。また、カカオ農家は農薬散布に係る適切な知識を十分に持っておらず、これらに係る対策が課題となっている。係る状況の下、ガーナ政府は技術協力個別案件（専門家）（以下、「本協力」という）を我が国に要請し、2014年2月から2017年3月までの予定で本協力を実施している。

ガーナ産カカオ豆は、輸入時に日本の残留基準を超過した農薬が連続的に検出されたことから、食品衛生法第26条第3項に基づく厚生労働大臣の検査命令¹（輸入届出ごとの全ロットについての検査の義務付け）の対象となっているが、これまでの協力により、検査対象となった項目、及び今後問題となる可能性のある項目を含む、残留農薬の多成分一斉分析法を技術移転した。また、日本向けの検査体制整備と残留農薬に関する情報収集のための倉庫調査や農民訪問を行った。また、本協力のカウンターパート研修では3名の研修員が本邦にて実際のカカオ豆保管倉庫やチョコレート工場を見学し、民間企業との意見交換を通して本協力の成果と課題を確認するとともに、日本における輸入食品の検査検査体制・業務への理解を深め、試験室の運用管理やカカオ豆の分析技術の研修により、QCCのラボの運営体制・能力強化を図った。

このように、本協力ではQCCにおけるカカオ豆残留農薬分析の検査体制・能力向上に関し、一定の成果が達成されたものの、今後の国内の適正な農薬使用に向けた取り組みについて検討するにあたり、ガーナ国における農薬管理行政の現状や課題を明らかにする必要がある。さらに、QCCにおけるカカオ豆の安定した品質管理のためには、残留農薬以外の分析項目に係る検査体制及び技術向上が課題となっている。

今回実施する運営指導調査は、協力期間終了を控えた本協力の計画達成状況を確認するとともに、ガーナ国における農薬管理行政の仕組みについての情報を収集、整理、分析した上で、本協力の成果を踏まえたQCCラボでの更なる分析項目拡大に向けた新規要請案件の枠組みの検討に活用することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本協力について当初計画と達成状況を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析するとともに、教訓を抽出する。また、担当分野に係る必要な以下の調査を行い、調査結果報告書（案）の作成及び取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2017年2月下旬～3月上旬）

- ① 既存の文献、報告書等（専門家報告書、活動実績資料等）をレビューし、案件の実績（投入、活動、計画達成状況等）、実施プロセスを整理、分析の上、データ収集方法、

¹ 輸入時の自主検査やモニタリング検査、国内流通段階での収去検査等において法違反が判明するなど、法違反の可能性が高いと見込まれる食品等について、輸入者に対し、輸入の都度、検査の実施を命じる制度。

- 調査方法等を検討し、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ② ガーナ国における農薬管理行政に関する既存資料・参考情報を収集、分析の上、現地調査で入手すべき情報を検討する。
 - ③ 新規要請案件の背景・内容を把握（要請書・関連報告書、他ドナーが実施する類似案件等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。
 - ④ 調査団内の打ち合わせ等に出席する。
- (2) 現地派遣期間（2017年3月上旬～3月中旬）
- ① JICAガーナ事務所等との打合せに参加する。
 - ② ガーナ側関係機関との協議を踏まえ、案件関係者に対するヒアリング等を行うとともに、実績（投入、活動、計画達成状況等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理、分析を行い、新規要請案件に活用すべき教訓を抽出する。
 - ③ ガーナ国における農薬管理行政について、ガーナ側関係機関に対する聞き取り調査を行い、以下の情報・資料を中心に収集、整理し、現状把握及び課題の分析を行う。
 - ア) ガーナ国の農薬行政
 - 農薬に関する行政体制及び研究・普及機関
 - 農薬に関する法制度・農薬登録
 - 農薬管理行政の課題
 - イ) ガーナ国の農薬使用の現状と問題点
 - 農薬の販売及び流通
 - 農薬の適正使用
 - ウ) 国際機関及び第三国による関連分野の援助の現状と今後の動向
 - エ) その他必要な関連事項
 - ④ 新規要請案件の背景・目的・内容を確認（要請書や関連報告書、現地調査結果を踏まえた上で、ガーナ側関係機関のニーズを確認）し、協力の枠組みの検討を行う。
 - ⑤ 国内準備並びに現地調査で得られた結果をもとに、他の調査団員と協力し、調査結果報告書（案）の作成及び取りまとめを行う。
 - ⑥ 担当分野に係る現地調査報告を団内に共有し、JICAガーナ事務所等に報告する。
- (3) 帰国後整理期間（2017年3月中旬～3月下旬）
- ① 担当分野に係る調査結果報告書（案）を作成し、全体の取りまとめに協力する。
 - ② 収集資料の整理・分析（収集資料リストの作成、他調査団員の作成した資料の取りまとめ等も含む）を行う。
 - ③ 帰国報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

8. 成果品等

本契約における成果品は以下のとおり。

- (1) 担当分野に係る調査結果報告書（案）（和文）：1部
調査結果報告書要約（案）（英文）：1部
上記については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒ドバイ⇒アクラ⇒ドバイ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地派遣期間は2017年3月2日～3月12日を予定しています。JICAの調査団員は、本業務従事者と同時あるいは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者と同時あるいは数日早く現地調査を終える予定です。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括 (JICA)

イ) 協力企画 (JICA)

ウ) 評価分析／農業行政 (コンサルタント／本公示分)

③ 便宜供与内容

JICAガーナ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同等することとなります。)

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

JICAが必要に応じアレンジします。なお、官団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料はJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム (TEL:03-5226-8446) にて配布します。

- ・ 専門家報告書
- ・ 新規案件要請書

(3) その他

- ① 業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAガーナ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス (2014年10月)」

<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf> の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上